

石橋文化センター（石橋文化ホール・共同ホール）

誘導灯消灯の手続き（ご案内）

1. 消灯の手続き方法

- （1）利用日の一週間前までに所定の「誘導灯消灯申請書」を提出してください。
- （2）「消灯タイムスケジュール」の書類添付が必要となります。

2. 誘導灯の消灯範囲及び点灯方法

- （1）消灯できる誘導灯は、避難口誘導灯のみとなります。※足元誘導灯の消灯できません。
- （2）誘導灯は一括消灯となります。
なお、消灯スイッチの操作はホール職員が行います。
- （3）消灯していても火災報知設備が作動した場合は、誘導灯は強制的に点灯します。
- （4）危険防止ために点灯が必要と認められる場合は、主催者の承諾なく手動にて誘導灯を点灯させる場合があります。

3. 誘導灯消灯の条件

- （1）誘導灯の点灯が演出上特に障害となる時間帯のみとする。
- （2）消灯時の観客の入退場等については、主催者において各扉に足下灯（懐中電灯等）を所持した案内要員をす等、安全対策に万全を期すこと。
- （3）公演開始前に場内放送により、入場者に対し誘導灯を消灯する旨を周知すること。

4. 放送例文

「本日の公演は、演出上の都合により誘導灯を消灯しますのであらかじめ非常口をご確認ください。
なお、非常の際には誘導灯が自動で点灯いたします。」

5. 注意事項

- （1）誘導灯消灯による事故については、石橋文化センターでは一切責任を負いません。
主催者の責任において安全管理を行ってください。
- （2）入場者が高齢者・子ども・避難に際して介助が必要な方等が主である場合など、内容によっては消灯できない場合がありますので、可否を急ぐ場合は早めの提出をお願いします。

石橋文化センター（石橋文化ホール・共同ホール）誘導灯消灯申請書

年 月 日

公益財団法人久留米文化振興会
理事長 檜原利則 殿

申請者	住所	〒 ー
	団体名	
	代表者名	

下記のとおり、避難口誘導灯消灯のための申請をします。なお、行為の実施にあたっては下記の条件を遵守いたします。また、観客等の安全確保には万全を期し、非常時の避難誘導は責任を持って行います。

防火対象物	所在地	福岡県久留米市野中町 1015
	名称	石橋文化センター（石橋文化ホール・共同ホール）
日時	20 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分	
催物名		
催事内容		
消灯理由		
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消灯にあたっては、足下灯（懐中電灯等）を所持した専任の案内要員を、開場から終演後観客退場までの間、客席各出入り口に配置します。万一、火災等が発生した場合は、観客の避難誘導を行います。 2. 専任の避難誘導員は、主催者にて事前に避難経路、避難誘導方法について研修を行います。また、この避難誘導員は他の業務にはつきません。 3. 開演前及び休憩時間に場内放送により、客席・ホワイエの観客に対し「演出上の理由により、避難口誘導灯の消灯を行っている。」旨を放送で周知します。 4. 誘導灯消灯中に遅刻客の入場を行う場合は、足下の明かりを確保し安全に留意します。 5. その他、会館職員の指示に従います。 	
避難誘導員責任者	氏名	連絡先（ ） ー
避難誘導員 氏名 (6名以上)		
備考		

※※消灯タイムスケジュールを添付すること

決 裁 欄	許可・不許可	防火対策 委員長	防 火 管理者	防火担当 責任者
20 年 月 日	不許可の理由			